

高畠町高齢者福祉計画

高畠町介護保険事業計画(第9期)



令和6年3月
高畠町

1 計画策定にあたって



(1) 計画策定の背景

日本の高齢者の増加は諸外国に例をみないスピードで進んでおり、令和7年（2025年）にはいわゆる「団塊の世代」すべてが75歳以上になるほか、令和22年（2040年）には団塊の世代ジュニアが65歳以上になるなど、今後さらに高齢化が進行していくことが見込まれています。

高島町においても、人口の減少と高齢者の増加は同様に進行しており、令和22年（2040年）には高齢化率42.1%となることが見込まれており、単身や高齢者のみ世帯、認知症高齢者等の支援を要する高齢者も大幅に増加することが予想されます。

また、児童、障がい者、高齢者などの個別の制度・サービスでは問題解決に至らない対象者や世帯が増加し、個人や世帯が直面する生活問題は複合化・複雑化しています。これらの情勢を踏まえ、医療、介護予防、住まい、生活支援の各サービスを一体化して提供する「地域包括ケアシステム」を推進し、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しているところです。

第9期計画においては、第8期計画での施策等を引き継ぎながら、「地域包括ケアシステム」のさらなる充実を進めるとともに、2040年を見据えた長期的な視点で基盤整備を行い、高齢者がいきいきと安心して暮らし続けることのできるまちづくりを目指していきます。

(2) 計画の性格

「高島町高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき、総合的な高齢者福祉施策の基本的方向を示し、介護保険サービスの提供のほか、地域における福祉全般にわたる供給体制の確保に関する計画として策定するものです。

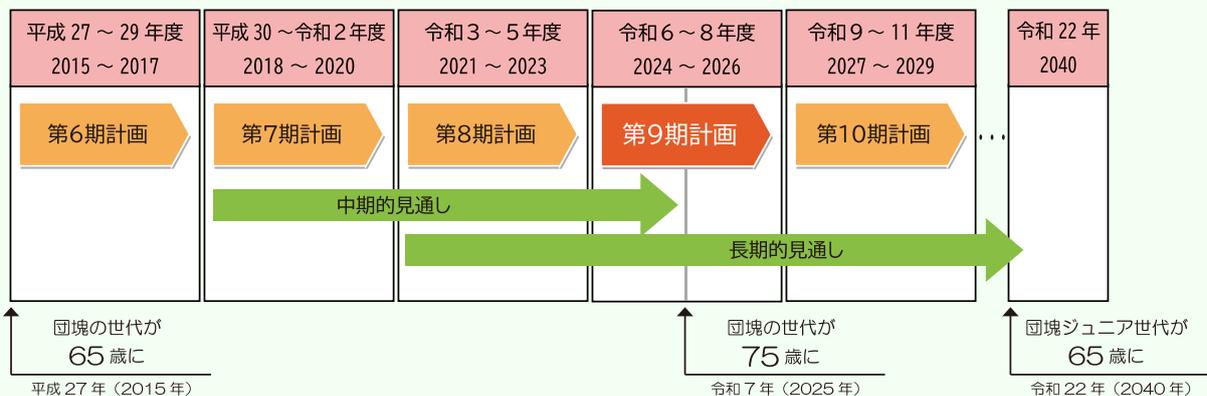
また「高島町介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定める計画です。

この2つの計画は、密接な関連性を持つことから、一体的なものとして定めることとされています。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、2025年さらには2040年を見据えた中長期的な視点を持っているため、社会情勢等の状況に応じて随時改善を図るものとしします。



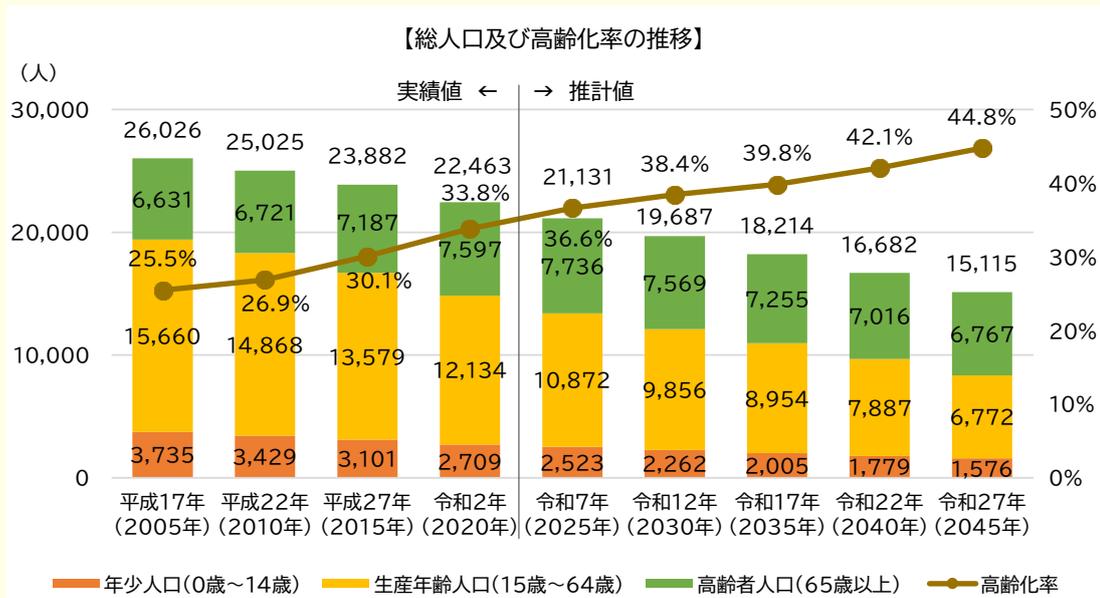
2 高畠町の現状



(1) 人口及び高齢者数の推移

本町の総人口は、減少傾向にあり、令和2年10月1日現在、22,463人となっています。年齢区分別でみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあります。高齢化率は33.8%となっており、平成17年と比べて8.3ポイント上昇しています。

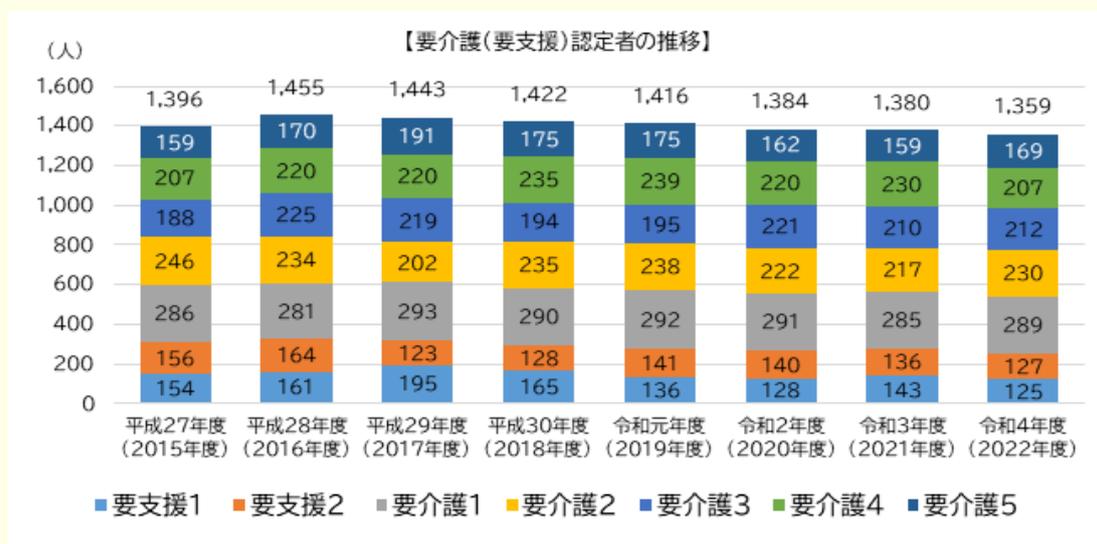
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も総人口は減少傾向が続く見込みであり、高齢者人口も減少する見込みです。年齢3区分別人口割合をみると、令和27年には高齢者人口と生産年齢人口の割合が同率の44.8%になると予測されています。



(2) 要介護(要支援)認定者・認定率の推移

要介護(要支援)認定者数は、平成29年度以降は減少傾向で推移しており、令和4年度では1,359人となっています。

また、認定率も低下傾向にあり、令和4年度は17.7%となっています。国、県と比較すると、全国平均の19.0%は下回っているものの、県平均より高い位置で推移しています。



3 計画の基本目標・基本方針・施策の体系



(1) 計画の基本目標

本計画は、「第6次高畠町総合計画」の基本理念を踏まえ、「第5次高畠町地域福祉計画」で掲げる「気づきつながり 支え合う 笑顔にあふれる まち」を基本理念と設定し、「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本目標として、さらなる『地域包括ケアシステムの充実』を目指します。

第7期計画より、中長期的な視野に立った持続可能な介護保険制度の構築に向けて取り組んできました。第9期計画中に団塊の世代が後期高齢者になる 2025 年を迎えること、さらには高齢者の割合がピークを迎えるとされる 2040 年を見据え、引き続き以下の基本方針により施策を展開します。

(2) 計画の基本方針

① 高齢期をいきいきと過ごすために

高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者をはじめ、多世代が気軽に参加・交流できるような居場所の充実を図り、高齢者が趣味や特技、豊富な知識や経験を活かせる地域活動やボランティア活動、就労的活動等を通じ、地域社会と関わり、貢献できるような環境の整備が必要です。

また、高齢者自身も含めた多様な世代が主体的に地域の担い手となり、地域全体で支え合う仕組みにつながるよう、地域の自主的な活動を支援し、生活支援体制の整備に取り組めます。

さらに、介護・医療・健康診断などの状況から町の課題を把握し、介護予防や状態の重症化を防ぐための保健事業と介護予防と一体的な取り組みを行います。

② 高齢者が安心して暮らし続けるために

身近な地域での相談体制及び見守り体制を強化し、高齢者を見守る地域の力を高めるとともに、関係機関、事業者等との連携により、高齢者のニーズに合わせた適切な生活支援サービスの利用につなげていくことが必要です。そのために、通院や買い物等の交通手段の確保や、高齢者の心身の状態や生活状況に合わせた、自立支援、重度化防止に資する多様な生活支援サービスを創出していきます。

さらに、家族介護者への支援も重要であることから、経済的な支援だけでなく、介護技術の習得、家族介護者同士の交流の場の提供など、介護負担軽減につながる事業の充実を図っていきます。

また、認知症高齢者の早期発見、早期対応、適切なサービスが切れ目なく提供される仕組みを構築するとともに、認知症への理解を深めるための普及・啓発や、予防活動、支援体制も強化していきます

在宅療養については、ライフステージの中で日常の療養だけでなく、入退院時や急変時などさまざまな場面での医療と介護の連携が必要となっています。関係機関が連携し、安心して在宅療養ができる体制を強化します。

③ 介護保険事業の円滑な運営

介護サービスを利用する人が安心して生活を送ることができることをめざし、公平な負担のもと、質の高い介護サービスの提供ができるようサービス体制を確立するとともに、2025 年・2040 年を見据えながらサービス量の推計を行い、介護保険財政の健全な確保と制度の安定した運営を推進します。

介護保険料については、被保険者の負担を軽減するために、介護保険給付費準備基金を適切に取り崩し保険料の低減に努めます。また、国の指針に基づき所得階層別負担額を 13 段階に設定し低所得者に配慮した対策を行います。

また、高齢者の自立支援・重度化防止に努めるとともに、介護サービス事業者や従事者への指導、助言を行いサービスの質の向上を図り、介護人材の確保等の課題にも取り組みながら保険者機能を強化します。

(3) 施策の体系

第5次高島町地域福祉計画基本理念		気づき つながり 支え合う 笑顔にあふれる まち	
基本目標	基本方針	施策	施策の方向性
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域包括ケアシステムの充実を目指して</p>	<p>基本方針 1</p> <p>高齢期をいきいきと過ごすために</p>	<p>1 高齢者の社会参加と支え合いの地域づくりの推進</p>	<p>(1) 生きがいづくりのための活動支援</p> <p>(2) 地域における支え合いの体制づくりの推進</p> <p>(3) 高齢者の社会参加と就労の促進</p>
		<p>2 健康づくりと介護予防・生活支援の総合的、一体的な推進</p>	<p>(1) 健康づくりと介護予防の一体的な取組の推進</p> <p>(2) 自立支援にむけた介護予防・生活支援の充実</p>
	<p>基本方針 2</p> <p>高齢者が安心して暮らし続けるために</p>	<p>1 安心して暮らせるまちづくりの推進</p>	<p>(1) 見守り体制の充実</p> <p>(2) 安全で快適に暮らせる生活環境の整備</p> <p>(3) 家族介護支援策の推進</p>
		<p>2 認知症支援策の充実</p>	<p>(1) 普及啓発・本人発信のための支援</p> <p>(2) 早期発見・早期対応・介護者への支援</p> <p>(3) 地域生活を支える体制の整備</p>
		<p>3 在宅医療・介護の連携の推進</p>	<p>(1) 在宅医療と介護の連携の推進</p>
		<p>4 権利擁護と高齢者虐待防止活動の推進</p>	<p>(1) 成年後見制度の普及啓発及び利用促進</p> <p>(2) 高齢者虐待対策の推進</p>
		<p>5 地域包括支援センターの機能強化</p>	<p>(1) 地域包括支援センターの体制整備</p> <p>(2) 地域ケア会議の推進</p>
	<p>基本方針 3</p> <p>介護保険事業の円滑な運営</p>	<p>1 介護保険基盤の充実</p>	<p>(1) 居宅介護サービス給付費</p> <p>(2) 地域密着型サービス給付費</p> <p>(3) 施設サービス給付費</p> <p>(4) 地域支援事業費</p> <p>(5) その他のサービス給付費</p> <p>(6) 介護保険サービス事業所の現状と課題</p> <p>(7) 施設整備計画</p> <p>(8) 有料老人ホームの定員数</p>
			<p>2 適正な保険料の設定</p>
		<p>3 介護保険の適正化</p>	<p>(1) 自立支援・重度化防止の推進</p> <p>(2) 利用者への配慮</p> <p>(3) 介護サービスの質の向上</p> <p>(4) 介護給付適正化の推進</p>

4 施策の展開



基本方針1 高齢期をいきいきと過ごすために

(1) 高齢者の社会参加と支え合いの地域づくりの推進

①生きがいづくりのための活動支援	○居場所づくりの推進
	○多様な趣味活動や学習機会の提供と支援
②地域における支え合いの体制づくりの推進	○地域支え合い体制づくり
③高齢者の社会参加と就労の促進	○老人クラブ活動の支援
	○シルバー人材センターの運営支援

(2) 健康づくりと介護予防・生活支援の総合的、一体的な推進

①健康づくりと介護予防の一体的な取組の推進	
②自立支援にむけた介護予防・生活支援の充実	○多様な主体による介護予防、生活支援サービスの整備
	○自立支援にむけた介護予防ケアマネジメントの推進

基本方針2 高齢者が安心して暮らし続けるために

(1) 安心して暮らせるまちづくりの推進

①見守り体制の充実	○民生委員・児童委員、老人福祉相談員、地域のボランティアによる見守り
	○あんしん見守りネットワーク事業
	○食事配達時の安否確認（食の自立支援事業、配食サービス）
②安全で快適に暮らせる生活環境の整備	○高齢者の移動手段の確保
	○高齢者への除雪費支援事業
	○養護老人ホーム措置事業
③家族介護支援策の推進	○紙おむつ券給付事業
	○介護講習および交流事業

(2) 認知症支援策の充実

①普及啓発・本人発信のための支援	○地域や小・中、高等学校、町内事業所による認知症サポーター養成講座の開催
	○認知症ケアパスの作成と活用
	○認知機能低下防止のための講座の実施
②早期発見・早期対応・介護者への支援	○認知症地域支援推進員の配置
	○認知症初期集中支援チームによる適切な支援の実施
	○認知症カフェの普及
③地域生活を支える体制の整備	○高齢者等見守り・SOS ネットワークの体制整備と実行性を高めるための事業
	○認知症サポート企業の認定
	○チームオレンジの構築

(3) 在宅医療・介護の連携の推進

①在宅医療と介護の連携の推進	○広域的な圏域として南陽市東置賜郡医師会を拠点とした二次医療圏内の医療機関、関係市町との連携推進
	○町の在宅医療と介護の課題に対する対応策の検討や連携推進を図る協議会の開催
	○町民への在宅医療、看取りに関する普及啓発

(4) 権利擁護と高齢者虐待防止活動の推進

①成年後見制度の普及啓発及び利用促進	○支援者に対する制度の普及啓発
	○権利擁護支援の地域ネットワークの強化及び支援者のスキルアップ
	○市民後見や法人後見による支援体制づくりの推進
②高齢者虐待対策の推進	○高齢者虐待防止に関する普及啓発
	○高齢者虐待防止連携協議会における関係機関との連携の推進

(5) 地域包括支援センターの機能強化

①地域包括支援センターの体制整備
②地域ケア会議の推進

基本方針3 介護保険事業の円滑な運営

(1) 介護保険基盤の充実

①居宅介護サービス給付費
②地域密着型サービス給付費
③施設サービス給付費
④地域支援事業費
⑤その他のサービス給付費
⑥介護保険サービス事業所の現状と課題
⑦施設整備計画
⑧有料老人ホームの定員数

(2) 適正な保険料の設定

①介護保険事業費の費用負担の構成
②保険料基準額
③保険料の算出
④第9期（令和6年度から令和8年度）介護保険料額
⑤介護保険料の収納

(3) 介護保険の適正化

①自立支援・重度化防止の推進
②利用者への配慮
③介護サービスの質の向上
④介護給付適正化の推進

5 第9期(令和6年度から令和8年度)介護保険料額



【第9期の介護保険料基準額】

区分	保険料基準月額	保険料基準年額
第9期(令和6年度から令和8年度)	5,900円	70,800円

【第9期の介護保険料基準額】

区分	対象者	保険料率	公費	保険料
本人が住民税非課税	第1段階 生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額 ×0.455	0.17	1,682円
	第2段階 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	基準額 ×0.685	0.2	2,862円
	第3段階 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	基準額 ×0.69	0.005	4,042円
	第4段階 住民税課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額 ×0.90	無	5,310円
	第5段階 住民税課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	基準額 ×1.00	無	5,900円
本人が住民税課税	第6段階 前年の合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.20	無	7,080円
	第7段階 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.30	無	7,670円
	第8段階 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.50	無	8,850円
	第9段階 前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 ×1.70	無	10,030円
	第10段階 前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 ×1.90	無	11,210円
	第11段階 前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 ×2.10	無	12,390円
	第12段階 前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 ×2.30	無	13,570円
	第13段階 前年の合計所得金額が720万円以上	基準額 ×2.40	無	14,160円

高島町高齢者福祉計画

高島町介護保険事業計画(第9期)【概要版】

令和6年3月発行



発行：高島町

編集：高島町 町民課 介護保険係

〒992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島 436

TEL：0238-52-1288 FAX：0238-52-1543